

2021 年度（2022 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	269,244	保険契約準備金	396,143
預貯金	269,244	支払備金	3,285
金銭の信託	19,997	責任準備金	392,857
有価証券	82,304	再保険	462
社債	68,125	その他負債	6,437
株式	1,460	未払法人税等	8
外国証券	12,718	未払金	1,520
貸付金	1,797	未払費用	4,801
保険約款貸付	1,797	預り金	1
有形固定資産	337	仮受金	106
建物	169	価格変動準備金	10
その他の有形固定資産	167	繰延税金負債	—
無形固定資産	6,306	負債の部合計	403,053
ソフトウェア	6,301	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	5	資本金	47,599
再保険貸	23,359	資本剰余金	39,599
その他資産	10,537	資本準備金	39,599
未収金	7,511	利益剰余金	△74,949
前払費用	2,293	その他利益剰余金	△74,949
未収収益	123	繰越利益剰余金	△74,949
預託金	275	株主資本合計	12,248
仮払金	3	その他有価証券評価差額金	△109
その他の資産	329	評価・換算差額等合計	△109
繰延税金資産	1,309	純資産の部合計	12,139
貸倒引当金	△2		
資産の部合計	415,192	負債及び純資産の部合計	415,192

(貸借対照表の注記)

- 1 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

- 3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」および「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。
個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。
- 4 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- 5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。
- 6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- 7 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、消費税及び地方消費税の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。ただし、事業費等の費用は税込方式から変更しておりません。なお、当事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額はありませぬ。
- 8 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。また、9 において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。
- 9 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（V a R）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 金銭の信託	19,997	19,997	—
② 有価証券			
a 満期保有目的の債券	80,745	79,776	△969
b その他有価証券	1,558	1,558	—
③ 貸付金	1,797	1,797	—
資産計	104,099	103,130	△969

(※) 預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	—	19,997	—	19,997
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,460	—	—	1,460
外国公社債	—	98	—	98
資産計	1,460	20,096	—	21,556

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	67,170	—	67,170
外国公社債	—	12,605	—	12,605
貸付金	—	—	1,797	1,797
資産計	—	79,776	1,797	81,573

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ア. 金銭の信託

金銭の信託は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、主に信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

イ. 有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

ウ. 貸付金

貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

- 10 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。
- 11 有形固定資産の減価償却累計額は275百万円であります。
- 12 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円であります。
- 13 繰延税金資産の総額は、19,352百万円、繰延税金負債の総額は、4百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、18,038百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金953百万円、減価償却超過額235百万円、繰越欠損金17,890百万円あります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は17,890百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は147百万円あります。
繰延税金負債の発生の主な原因は、未収株式配当金4百万円あります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、繰延税金資産の回収可能性の判断をグループ通算制度の適用を前提としたものに変更したためであります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	4,225	13,665	17,890
評価性引当額	—	△4,225	△13,665	△17,890
繰延税金資産	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当年度の法人税等の負担率は15.54%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△12.30%であります。

当社は、翌事業年度から第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用することとなったため、当事業年度の期末から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日)に基づき、グループ通算制度の適用を前提とした法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示を行っております。

- 14 1株当たりの純資産額は、2,925円13銭であります。
- 15 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は14,547百万円あります。
- 16 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は584百万円あります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2021 年度

2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで

損益計算表

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入 保険料等収入 保再保 資産 利息 有価証券 有貸 その他	191,801 191,371 141,765 49,606 412 398 356 41 9 5 17 17
経常費用 保険金等 保年給 解 再 責任 支 責 資 支 金 貸 そ 事 税 減 そ の 他 の 他 の 償 の 経 常 費	199,896 95,453 2,061 303 7,414 30,713 4,184 50,776 68,455 1,329 67,126 4 2 2 — 0 34,313 1,669 536 1,132 0
経常利益 (△は経常損失)	△8,094
特別損失 固定資産等 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	37 34 3
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△8,132
法人税及び住民税	8
法人税等調整額	△1,271
法人税等合計	△1,263
当期純利益 (△は当期純損失)	△6,868

(損益計算書の注記)

1 保険料等収入および保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料

保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

(2) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。

また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

(3) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金を繰り入れております。

(4) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。

2 関係会社との取引による、費用の総額は 67 百万円であります。

3 有価証券売却益の内訳は、株式 9 百万円であります。

4 利息及び配当金等収入は、有価証券利息・配当金 356 百万円、貸付金利息 41 百万円であります。

5 金銭の信託運用損には、評価損が 15 百万円含まれております。

6 1 株当たりの当期純損失の金額は 1,655 円 12 銭であります。

7 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 15,119 百万円を含んでおります。

8 再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 2,785 百万円を含んでおります。

9 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。